財産形成年金預金

(令和3年4月1日現在)

*特色、重要事項、その他

1. 主要事項

- (1) お勤めの方が豊かなセカンドライフのために生活資金を計画的に積立てるための預金です。現在のお勤め先が財形制度を導入されている場合にご利用いただけます。
- (2) 満60才以降、5年以上20年以内にお受取りいただきます。
- (3) 5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きしてお預入れします。
- (4) 期日指定定期預金及び自由金利型定期預金(M型)としてお預かりします。
- (5) 租税特別措置法第4条の3第1項「勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税制度」 の適用を受けることができます。財産形成住宅預金と財産形成年金預金をあわせて非課税 枠の合計が550万円までの利息は非課税扱いとなります。お引き出しは年金の受取に限 られます。お引き出しの理由により支払済の利息について5年間にわたり税額追徴される ことがあります。(商品概要「11.その他参考となる事項」参照)
- 2. 満期日前に解約の場合、中途解約利率が適用になります。

(商品概要「10. 中途解約時の取扱い」参照…解約制限)

また、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 (商品概要「11. その他参考となる事項」参照)

- 3. 預金保険制度の保護対象預金であり、同保険の範囲内で保護されます。
- 4. 取扱規程 …「財産形成年金預金規程」を適用します。

*商品概要		
1. 商品名	• 財産形成年金預金	
(愛称)	愛称:財形年金	
2. ご利用いただける方	• 個人	
3. 預入期間	•5 年以上	
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・年1回以上定期的に、事業主が給与天引きにより預入 ・一回当たり 100 円以上 ・100 円単位	
5. 払戻方法	・支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として受取ることができます。・年金元金計算日にすべての期日指定定期預金は満期日が到来したものとして、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。	
6. 利息 (1) 適用利率	(1)預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 ・預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」)について、預入日(継続をしたときは最後の継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。 A. 1 年以上 2 年未満 当行所定の「1年以上」の利率 当行所定の「2年以上」の利率 (以下「2年以上の利率」という)	

(2) 利払頻度 (3) 計算方法 7. 手数料	利率によって計算します。 ・元利金を継続預入し、預入元利金を受取ることができます。	ついて、預入日における当行所定の
8. 税区分 9. 付加できる特約 事項	かかります。 ※ただし、平成25年1月1日から ⁵	Nとなります。 開税20%(国税15%、地方税5%) 令和19年12月31日までの間にお 助所得税が付加され、20.315%(国税 かかります。
10. 中途解約時の取扱い	 ・満期日前に解約する場合は以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 ・預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点以下第4位以下切捨て)によって1年複利の方法により計算します。 〈2021年4月1日以降に預入れされた定期預金〉 A. 6ヶ月未満 B. 6ヶ月以上1年未満 2年以上利率×40% C. 1年以上1年6ヶ月未満 2年以上利率×50% D. 1年6ヶ月以上2年未満 C 2年以上利率×60% 	
	解約日における普通預金の利率を (2) 預入金額ごとの預金が自由金利型	解約日における普通預金の利率 2年以上利率 × 40 % 2年以上利率× 50 % 2年以上利率× 60 % 2年以上利率× 70 % 2年以上利率× 90 % おける普通預金利率を下回る場合は、 適用します。 型定期預金(M型)の場合 解約日の前日までの日数について、預

	《2021年4月1日以降に預入れされた定期預金》 A.6か月未満:解約日における普通預金の利率 B.6か月以上:預入日における預入期間に応じた店頭表示利率 ×90% 《2021年3月31日以前に預入れされた定期預金》 A.6か月未満:解約日における普通預金の利率 B.6か月以上:預入日における預入期間に応じた店頭表示利率 ×90% なお、預入期間に応じた算式により計算した利率が解約日における 普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金の利率を適用 します。
11. その他参考と なる事項	 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・転職、転勤、出向等により預入ができなくなった場合、所定の手続きにより新たな金融機関において引き続き預入することができます。ただし、新たな勤務先が財形制度を導入している必要があります。 ・死亡、重度障害以外の理由による払出しがあった場合は、すでに支払済の利息について、5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20%により計算した税額を追徴します。ただし、払出しの理由が災害・疾病その他これに類するやむえない事情で所定の要件を満たす場合および年金開始日の5年後の応当月以後の払出しの場合は、支払済の利息については税額を追徴しません。
12. 当行のお問い合 わせ、ご相談、 要望・苦情の 受付窓口	徳島大正銀行お客さま相談室 フリーダイヤル:0120-87-1090 受付時間:平日(銀行営業日)9時~17時
13. 一般社団法人 全国銀行協会の 苦情対応および 紛争解決の 受付窓口	一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号:0570-017109 または 03-5252-3772 受付時間:平日(銀行営業日)9時~17時